

「特定口座に関する各種届出書」への記入方法

特定口座に関する下記お手続きを希望される場合に必要な書類となります。

- 特定口座および特定管理口座の開設
- 源泉徴収区分の選択／変更
- 配当金受領方式の選択／変更

- ※ 源泉徴収区分の変更をご希望で、今年度に特定口座で売却されている場合は来年度からの変更となります。
- ※ 特定口座を新規に開設する場合は「**本人確認書類のご提出**」が必要となります。
(確認書類の詳細は届出書をご確認ください)
- ※ 個人番号(マイナンバー)を一度も当社に通知されていない場合は、「**個人番号(マイナンバー)通知届出書**」および確認書類のご提出が必要です。

特定口座に関する各種届出書

兼 特定口座開設届出書 兼 特定管理口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
 兼 告知書 兼 らくらく電子交付申込書 兼 配当金振込届出書

カブドットコム証券株式会社 宿中 税務部長 税務課
 らくらく電子交付申込書
 取引、開示等の書類にかかる書類の電磁的交付方法及び取扱い等にかかる言語の電磁的交付方法及び取扱い等に関する規定に基づき、電子交付契約を申し込みます。

現在の届出内容

届出日

口座番号

お名前

生年月日

ご住所

ご署名

*ご本人様の自署でご記入ください。

下記内容で登録させていただきますので、ご確認ください。

! 特定口座を **新規に開設する** 場合は、**本人確認書類のご提出**が必要となります。 ★印は裏面もコピー

ご提出いただく本人確認書類(コピー) ※いずれか1つを選択し、□にチェックしてください。

運転免許証★ 各種健康保険証★ 住民基本台帳カード(写真付) 印鑑登録証明書 在留カード★ 特別永住者証明書★

住民票の写し(全頁必要) 個人番号カード(表裏のみ) 新券(パスポート)(顔写真、公印、裏面人欄ページ) 各種年金手帳(公印・住所等ページ)

※両面する「本人確認書類」は、**氏名・住所・生年月日・有効期限(発行日)**が判別できるもの、有効期限内もしくは発行日から6ヶ月以内のものに限ります。

個人番号(マイナンバー)を一度も当社に通知されていない場合は、「**個人番号(マイナンバー)通知届出書**」および**確認書類**のご提出が必要です。

新規に開設する 特定口座の開設

特定口座、特定管理口座を開設する

私は、租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項の規定により、この旨届け出ます。また、上記規定の適用を受けるにあたり、「特定口座の開設(特定口座に係る上場株式等保有委託契約、上場株式等信用取引契約)」に基づき、上場株式等の保有の委託および上場株式等に係る口座の開設を申し込みます。なお、租税特別措置法第37条の10の2第1項の内閣府の株式を特定管理口座に保有の委託を行うものとし、特定管理株式等保有委託契約は約款の規定によるものとします。

源泉徴収区分の選択、変更

源泉徴収を選択する (配当入金あり)

源泉徴収を選択しない

私は、租税特別措置法第37条の11の4第1項および地方税法第71条の61の規定の適用を受けたいので、この旨届け出ます。また、貴社が私の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収区分に附けられた特定上場株式等配当納付金への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定に基づきこの旨届け出ます。

※特定口座を新規に開設する場合で、ご指定がない場合は「源泉徴収を選択する」とさせていただきます。

配当金受領方法の選択、変更

私名義のすべての振替株式等(国内株式等および国内上場外国株式等)は、以下の方法で受領します。

証券口座で受領する (株式数比例配分方式)

銀行等口座で受領する (登録配当金受領口座方式)

配当金領収証で受領する (配当金領収証方式)

※配当金受領方法の説明については別紙をご覧ください。

※株式数比例配分方式は確定の前(当事項)に同意の上申し込みます。また特別口座が開設されている場合は指定できません。

※ご指定がない場合は「配当金領収証で受領する」(新規に設定する場合)もしくは「銀行の受領方法のまま」(変更する場合)とさせていただきます。

※申込先決定後特定口座のゆうちょ銀行のみのご登録で「銀行等口座で受領する」を設定された場合は無効(銀行の受領方法のまま)とさせていただきます。

有効期限

訂正される場合
訂正箇所にご本線を引き、(訂正印)

【ご署名】
ご本人様の自署でご記入ください。

【特定口座の開設】
【源泉徴収区分の選択、変更】
【配当金受領方法の選択、変更】

印字されている内容をご確認ください。
印字内容を訂正される場合は、訂正印をお忘れなくご捺印ください。

【有効期限】
記載の有効期限内にご返送ください。
(当社必着)
※期限切れの書類は無効となり、再度ご請求いただく必要がございますのでご注意ください。